

井原クリーンセンター閉炉に伴う不要備品のせり売り実施要領

井原クリーンセンターの閉炉に伴い、不要備品を次のとおり、せり売りします。

令和8年9月10日

岡山県井原地区清掃施設組合
管理者 井原市長 大 舌 勲

1 せり売りに付する事項

ごみ焼却処理施設にある不要備品の売却

別紙「せり売り対象物件一覧（予定価格）」のとおり

2 せり売りの参加資格等

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。ただし、次に掲げる者は除きます。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 組合との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 組合の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 組合の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は組合との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、組合との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員
- (5) 組合の公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) その他管理者が不相当と認める者

3 契約書の作成の要否 不要

4 申込方法

「せり売り参加申込書」に必要事項を記入の上、受付期間内に岡山県井原地区清掃施設組合へご提出ください。参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- (1) 受付期間 令和8年9月10日（木）～令和8年10月9日（金）
※土曜、日曜、祝日を除く。

- (2) 受付時間 午前9時00分～午後4時00分
(3) 受付場所 井原市木之子町2192番地1
井原クリーンセンター 岡山県井原地区清掃施設組合事務所
(4) 申込方法 持参、郵送、メールによる。(ただし、郵送は10月9日(金)必着)

5 せり売りの場所及び日時

- (1) 場 所 井原市木之子町2192番地1 井原クリーンセンター敷地内
(2) 日 時 令和8年10月14日(水)
午前9時30分から受付、午前10時00分からせり売り開始
※当日、せり売り開始時間に来られない場合は、棄権とみなしますので
ご了承ください。
※事前に参加申込書の提出がなく、当日に受付に来られた場合は、参加
は認められません。参加を希望される場合は、必ず参加申込書を受付
期間内に提出してください。
※参加申込書に希望物件の記載がない場合は、当日の参加は認められま
せんので、希望される物件は全て参加申込書に記入してください。

6 入札保証金 免除

7 せり売り当日の流れ及び確認事項

- (1) 受付
①名簿に住所、氏名を記入して下さい。
②番号札を受領して下さい。
- (2) 買受人の決定
①せり売り開始時刻は、10時00分です。
②せり売りは、物件番号順に行います。物件数が多いことや物件の保管場所が違うので、該当の物件の周りに移動して行います。また、参加申込書に該当物件の記入がない場合はその物件への参加は認められませんのでご了承ください。
③せり売り開始価格は、物件ごとに設定する「予定価格(消費税及び地方消費税を含む)」とします。
④参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この時、「入札金額」は、消費税及び地方消費税を含めた額とします。
⑤入札金額は、百円単位とします。ただし、物件番号1のフォークリフトについては、千円単位とします。
⑥金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は、撤回することができません。
⑦せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示いたしますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。
⑧せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の価格を宣言した者を買受人と決定します。
- (3) せり売りの無効
次の各号のいずれかに該当するせり売りは、無効とします。また、それ以降のせり売りに参加できなくなります。
①参加資格のない者の行った入札

- ②せり売り執行者の指示に従わなかったもの
- ③せり売りの条件に違反したもの

8 買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。終了時点での提示金額（消費税及び地方消費税を含む。）を「売却価格」とします。

9 物件の引渡し

- (1) 全物件のせり売り終了後に、受付で代金の納付確認後、物件を引き渡します。
- (2) せり売りにより落札された物件については、原則としてせり売り当日にお引き取りください。ただし、せり売り当日の引き取りが難しい場合は、10月21日(水)までに引き取りをお願いします。その際には必ず領収書と落札票を持参してください。
- (3) 落札された物件は、買受人の責任において車両への積み込み及び運搬作業をお願いいたします。なお、引き取りにおいて発生した事故等については、組合は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。
- (4) 当該物件の引き取りに係る費用については、買受人が負担することとします。

10 代金の納入期限

令和8年10月14日(水) せり売り当日

11 その他

- (1) 物件については現状有姿のまま引き渡します。事前に現物確認を希望の方は、岡山県井原地区清掃施設組合（0866-62-3341）までご相談下さい。
- (2) 一度納付いただいた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。
- (3) 一度引き渡された物件は、返品、交換はできません。